



第248号

発行所 自由同和会中央本部  
〒102 東京都千代田区  
-0093 平河町2-3-2  
TEL 03-5275-3641  
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年4回 (6・9・12・3月)

定価 1部500円 (送料別)  
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店  
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局  
平河秀樹

第39回全国大会までの各会議の予定

★総務委員会

日時 3月15日(金)  
午後1時〜3時

場所 大阪ガーデンパレス

★女性部・青年部合同理事会

日時 3月22日(金)  
午後1時〜3時

場所 大阪ガーデンパレス

★理事会

日時 4月15日(金)  
午後1時〜3時

場所 大阪ガーデンパレス

★第39回全国大会

日時 5月27日(金)  
午後2時〜4時

場所 自由民主党本部  
8F大ホール

都府県本部関係

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第21回チャリティーゴルフ大会を、11月30日に江北町内の「花祭ゴルフ倶楽部」において、60名を集め開催した。

今回も、(一社)佐賀県視覚障害者団体連合会に10万円を寄附した。

1月27日には、自由民主党佐賀県同和会支部と合同の新春懇談会を、午後7時30分より佐賀市内の「グラウンデはぐくれ」において、国会、県会、市町村の各議員や行政関係者を来賓

に、155名を集め開催した。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第26回人権セミナーを12月7日午後2時より京都市内の「ホテルオークラ京都」に参加者230名を集め開催した。

セミナーでは世界人権宣言75周年記念として「世界情勢から見た日本の人権問題の現状と課題について」のテーマで、恩賜財団済生会理事長の炭谷茂さんが記念講演をされた。

1月16日には、京都市協議会(議長 山口勝広)と合同での新春懇親会を、午前11時30分より「ホテルオークラ京都」において、国会、府会、市会の各議員や自治体の代表者多数を来賓に、250名を集めて開催した。

東京都本部(会長 川上高幸)では、傘下の幸和建設環境協同組合と合同の賀詞交換会を、2月6日午後

第39回全国大会

日時 5月22日(水) 午後2時〜4時

場所 自民党本部8F大ホール

※ 本全国大会も開会から閉会までをYouTubeにおいて完全生中継を行います。この生中継の視聴は中央本部のホームページからワンクリックでご覧いただけます。

また、新型コロナウイルスの感染状況によっては、昨年と同様に中止することもあります。

今号の内容

第39回全国大会までの各会議の予定	……1P
都府県本部関係	……1P
各省に対する要望事項	……2P〜6P

6時30分より都内の「東京ガーデンパレス」において、国会、都会、区・市会の各議員や行政関係者を来賓に、115名を集めて開催した。

近畿ブロック(会長 上田藤兵衛)では、令和5年度研修大会及び近畿各局への要請行動を、2月2日午前11時より大阪市内の「大阪キャッスルホテル」において開催した。

午後からの要請行動は、代表者が大阪国税局、その後、3班に分かれて、近畿地方整備局、近畿経済産業局、大阪法務局へ要望した。

自由民主党・幹事長  
衆議院議員 茂木 敏充 様

## 同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、昨年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、本年6月に成立した「LGBT理解増進法」いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」が成立する前提であったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人種差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8箇所）、地方法務局人権擁護課（全国42箇所）及びこれらの支局（全国261箇所）が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規定」を持ち出しての苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していて、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況を国連へ報告する義務があります。

その第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し、34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていましたので、勧告されることは予想されましたが、新型コロナウイルスのまん延から遅れていた審査が今年の8月22日・23日にスイス・ジュネーブの国際連合にて行われ、総括所見が9月2日の第611回会合において採択され、やはりパリ原則に基づく国内人権機構の設置が勧告されました。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年11月22日

自由同和会中央本部  
会長 川上高幸

# 法 務 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
    - ア. 新たな施策は講じられるのか。
    - イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。
    - ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はどのようにされるのか。  
また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。
    - エ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。  
また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
    - オ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
    - カ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。
    - キ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。  
なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。  
また、啓発冊子の「人権の擁護」は、令和4年度版から6条調査の結果を踏まえた内容に改められているが、解決しているか否かが分かりづらいので、もう一段の見直しをされたい。
  - ク. 令和4年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が433件になっているが、その人権侵犯の内訳を報告されたい。
  - ケ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。
2. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。  
また、障害者の雇用に関しては、法務省は令和4年6月1日時点において実雇用率2.78%で、法定雇用率2.6%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。
  3. 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか。  
また、被害者の救済はどのようにされているのか。
  4. 同和問題の解決を阻害するエセ同和行為をなくすための施策を拡充されたい。  
また、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、昨年の活動状況を報告されたい。
  5. 学校におけるいじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行されて9年過ぎたが、未だに悲惨な事件が続いていることから、悲惨で痛ましい事件をなくすために新たな施策を講じられるのか。
  6. 名古屋出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんが昨年3月に病死した問題で、ウィシュマ・サンダマリさんの人権を蔑ろにする心無い言動があったと仄聞していることから、入管職員への人権に関する研修を徹底されたい。
  7. 新型コロナウイルスに関して、医療従事者や感染者に対して差別や偏見で、嫌がらせや排除が見受けられることから、国民に対する啓発活動を強力に推進されたい。  
また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう、啓発活動を推進されたい。
  8. インターネットの誹謗中傷についての取り扱いについては、言論の委縮を招くことがないように、削除依頼などは表現の自由に配慮し、慎重に行われたい。
  9. インターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報リテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。
  10. 「LGBT理解増進法」が本年の6月16日に成立したことで活発な啓発活動が行われると思われるが、その内容については当事者を過度に付度することで女性の人権が蔑ろにならないように配慮されたい。

# 文 部 科 学 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
  - ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。
  - イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。
  - ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。  
なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。
  - エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされたい。
2. 奨学事業について
  - ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。  
また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。  
令和6年度から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い」方式は、借り入れしている全学生を対象にされたい。
  - イ. 大阪市が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられないか検討されたい。
3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる新たな制度を設けられたい。
4. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたが、
  - ア. この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。
  - イ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。  
また、障害者の雇用に関しては、文部科学省は令和4年6月1日時点において実雇用率2.60%で、法定雇用率(2.6%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。  
なお、教育委員会は法定雇用率が2.5%になっているが、実質雇用率は2.27%で法定雇用率に達していないので地方公共団体へ強い指導をされたい。
5. 「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行され10年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。  
また、スクールロイヤーを設置され、モンスターペアレントやいじめでの重大事態への活用を図られるよう、補助対象地域を拡大されたい。
6. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。  
また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。  
なお、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。
7. いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

# 厚生労働省

## 1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. 厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25 歳未満の通婚率は 80% を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が 70% に達していること、平成 5 年の全国生活実態調査でも混住率は 41.4% で、大阪市の最近の調査では 35% になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の 6 条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる 4.5%、気にならない 79.8% で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる 15.8%、気にならない 57.7%、18～29 歳に限れば 8.3% でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、同じく 6 条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が 37.6% と一番多かったことも考慮されたい。

## 2. 「障害者差別解消法」が平成 28 年の 4 月から完全実施されたことで、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. すべての公的施設は法律の対象になることから、人権のまちづくりの拠点である隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリー化を一層促進されるとともに、運営費の補助については、実績や実情に応じた配分をされたい。

なお、公的施設である隣保館は、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるオープンな施設に隣保館がなるよう強力な指導をされたい。

## 3. 公正採用選考人権啓発推進員を設置する企業の達成率を報告されたい。また、現在の 100 名以上を 50 名以上に企業の規模を引き下げられ、推進員を設置する企業の数を増やされたい。

なお、推進員に対する研修の中身を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。

また、就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされるとともに、統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。

## 4. 就職差別をなくす取組を強化するために、ILO 第 111 号条約を批准し、国内法を整備され、各種施策を拡充されたい。

また、職場での暴力やハラスメントを禁止する ILO 第 190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されたい。

## 5. 障害者の雇用に関しては、精神障害者も平成 30 年度から対象になり、更に法定雇用率も令和 3 年 3 月 1 日から 2.3% に引き上げられたが、令和 4 年 6 月 1 日での集計で民間企業が達成した割合は、48.3% と半数にも達していないことから、違反する企業をなくし、障害者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

また、国の機関での障害者の雇用に関しては、令和 4 年 6 月 1 日時点において実雇用率 2.85% で、法定雇用率 2.6% を達成していて、厚生労働省でも実雇用率 2.99% になっているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られると同時に、各省庁及び関係機関や地方公共団体へ強力な指導をされるとともに、精神障害者の雇用の拡大を図る「就労パスポート」を促進されたい。

# 国 土 交 通 省

## 1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

イ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

## 2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。

また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。

これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。

## 3. 同和向け公営・改良住宅について

ア. 今後の展望を示されたい。

イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるとともに、家賃の滞納をなくす取り組みを強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。

ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、同居親族要件や収入基準を緩和し、例えば、単身者や新婚家庭及び妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどより一層の混住化を図る、新たな制度を考慮されたい。

エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりにされたい。

また、財政規模が小さく単純な建て替えしか選択がない地方公共団体には、特段の配慮をされたい。

オ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。

カ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。

## 4. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたことで、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。

ウ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう、「新バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正をも視野に入れ、施策や予算の拡充をされたい。

エ. 障害者の雇用に関しては、国土交通省は令和4年6月1日時点において実雇用率2.89%で、法定雇用率2.6%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤（非正規）職員ではなく常勤（正規）職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。